

令和3年度から令和5年度までの

介護保険料について



令和3年度から令和5年度までの3年間の保険料は、要介護認定者の増加や介護保険料を負担する第1号被保険者の減少、介護報酬の上昇などの状況を踏まえ、保険料基準額を月額5,400円から月額5,500円に改定し、年間66,000円をお願いすることとなりました。

なお、所得に応じて基準額に対する割合を乗じ、9つの所得段階別保険料額は以下のとおりです。

所得段階	対象者	計算方法	介護保険料 年額
第1段階	・生活保護を受給している人	基準額×0.30 (軽減措置後)	19,800円 (月額1,650円)
	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人		
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50 (軽減措置後)	33,000円 (月額2,750円)
	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人		
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.70 (軽減措置後)	46,200円 (月額3,850円)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	59,400円 (月額4,950円)
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00	66,000円 (月額5,500円)
第6段階	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	79,200円 (月額6,600円)
第7段階	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	85,800円 (月額7,150円)
第8段階	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	99,000円 (月額8,250円)
第9段階	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額×1.70	112,200円 (月額9,350円)

介護保険料のおしらせは7月中旬に郵送します

令和3年度の介護保険料は、令和2年の所得に基づき、7月に決定します。

仮徴収額（年金天引きによる納付額）を納付されている方については、決定した介護保険料から納付された金額を差し引いた残額を納めていただくことになります。

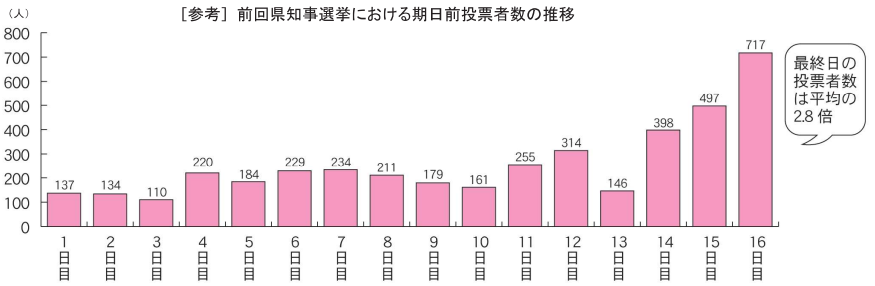
問合せ先 市民保健課介護保険係（窓口④） ☎22077

6月20日（日）は静岡県知事選挙の投票日です

期日前の分散投票にご協力ください



静岡県知事選挙の期日前投票期間は、6月4日（金）から6月19日（土）までの16日間です。最終日に近づくほど混雑が予想されますので、新型コロナウイルス感染症による感染防止の観点から、早めの期日前投票にご協力をお願いします。



投票ができる方

平成15年6月21日までに生まれた人で、令和3年3月2日までに転入届を提出し、引き続き3か月以上下田市にお住まいの方

※他市町村から転入した方

令和3年3月3日以降に県内の市町村から転入した方は、下田市で投票できますが、前住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票

投票日に仕事、用事などで投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

期 6月4日（金）～6月19日（土）

時間 8時30分～20時

会場 市役所

不在者投票

選挙期間中、仕事などで市外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会ですべて投票ができます。事前に下田市選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。

手帳等の区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
戦傷病者手帳	肝臓、免疫の障害	1級、2級または3級
	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
介護保険被保険者証	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症から第3項症
	要介護認定区分が「要介護5」の方	

郵便による不在者投票

次の表に該当する方は、郵便による投票ができますので、下田市選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所入場券が変わります

静岡県知事選挙から投票所入場券に期日前投票宣誓書が加わった様式に変更します。**裏面の宣誓書を事前に記入**いただくことで、期日前投票の受付が短縮され、スムーズに投票できるようになります。混雑の緩和が期待できますので、ご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症 対策について

鉛筆を持参し、投票用紙に記入することができます。
・咳エチケット、マスクの着用、来場前後の手洗いに協力ください。
・周りの方との距離を保つようお願いいたします。

問合せ先 下田市選挙管理委員会事務局 ☎22211

入場券裏面の宣誓書に記入をお願いします。

投票所入場券（新様式）